

## 1 趣旨

この指針は、北方学園クラブ規約第3条に記された目的の実現を目指し、子どもたちが健康で安全に活動を進めていくために必要な規則等を記したものである。この指針に基づき、各団体の活動を推進する。

## 2 基本方針

スポーツや文化活動に親しむことにより、子どもたちの生きる力を育成し、健やかな体や豊かな心を育むための運営・指導を行う。

- ・スポーツや文化活動の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたってスポーツライフや文化的な生活を継続する資質を育てる。
- ・自主性、協調性、責任感、連帯感などを育て、達成感や充実感が感じられるようにする。
- ・互いに競い、励まし合う中で、友情を深め、望ましい人間関係の形成する資質を育てる。

## 3 運営

各団体による活動が子どもたちの自主的、自発的な参加によるものであることを踏まえ、子どもたちの多様な運動や文化活動へのニーズや意見を把握し、子どもたちの主体性を尊重して、参加の効果を一層高めるための運営を行う。

## 4 管理

子どもたちのスポーツ障がいや様々な事故を防止するとともに、バランスのとれた成長ができるようにするための管理について定める。

## 3 活動基準

### (1) 活動内容

上記の内容を踏まえた、合理的で効率的・効果的な活動を原則とする。

- ①平日の放課後は、原則、部活動として活動する。
- ②平日の夜間（19時以降）は、原則、北方学園クラブとして活動する。
- ③休日及び長期休業日は、原則、北方学園クラブとして活動す

る。ただし、校長が認めた場合、休日や長期休業日に部活動として活動することができる。

## (2) 参加条件

- ①平日の部活動には、クラブに登録している5年生から9年生までの子どもたちが参加することができる。
- ②平日夜間（19時以降）の活動についても、クラブに登録している5年生から9年生までの子どもたちが参加することができる。ただし、保護者の承認が必要となる。また、活動場所との往復の安全については保護者が責任をもつ。
- ③休日及び長期休業日の活動には、クラブに登録してある会員すべてが参加することができる。

## (3) 活動時間

【平日放課後】…帰りの会終了後から、最終下校時刻の15分前までとする。

【平日夜間】…19時～21時までとする。

【休日】…1日の活動時間は4時間程度とし、対外試合等もできる限り終日に渡らないよう配慮する。

【長期休業日】1日の活動時間は4時間程度とし、対外試合等もできる限り終日に渡らないよう配慮する。

- ・試合等で昼をまたぐ場合は、昼食や休憩を十分とる。
- ・鍵の貸出し・返却時間等も考慮し、練習計画を立てる。
- ・県外への遠征や宿泊を伴う遠征等へ行く場合は、事前に事務局を通じて、運営委員長の許可を得る。
- ・朝8時30分前に鍵を借りたい場合は、事前に事務局を通じて教育委員会の許可を得る。
- ・朝8時30分前に準備をする場合、子どもではなく育成会または指導者等にて行う。なお、その場合、近隣住民に迷惑にならないよう配慮する。

## (3) 休養日

【平日放課後】 5日間のうち1日以上休養日を設ける。

【平日夜間】 5日間のうち1日以上休養日を設ける。

【休日・長期休業日】

- ・第3日曜日（家庭の日）は、原則活動しない。ただし、翌週に大

- ・ 会がある場合、事前に事務局を通じ運営委員長の許可を得る。
- ・ 休日が連続3～4日続く場合は、1日以上の休養日を設ける。
- ・ 休日が連続5日以上続く場合は、2日以上の休養日を設ける。
- ・ 年末年始（12月29日～1月3日）とお盆期間（8月13日～15日）は活動日を設けない。
- ・ 学校行事（定期テスト）等を踏まえ、無理のない活動となるよう事前に調整を図り、休養日を設ける。
- ・ 平日や休日等の活動が子どもにとって負担とならないよう事前に調整を図り、積極的に休養日を設ける。
- ・ 休日に学校の授業や行事、町の行事や子ども会の行事がある場合、それらを優先する。

#### 4 指導者、役員、スタッフに関する事項（18歳以上）

- (1) 各団体活動に携わるものは、北方学園クラブ規約第3条に記された目的を実現するために指導する。
- (2) 各団体役員及び指導者、指導スタッフは、当該年度の北方学園クラブ登録をしているものとする。
- (3) 各団体の活動は、主役たる会員・指導者等・育成会役員・保護者の同意に基づき、円滑に行う。
- (4) 各団体活動中は、少なくとも1名の指導者が指導に当たる。
- (5) 指導者等は、個々の子どもたちの健康状態を事前に把握するとともに、活動中の疲労状況や精神状況を把握しながら指導する。
- (6) 指導者等は、施設設備、用具等の安全確認を行うとともに、子どもたちの活動状況を常に確認し、けがや事故防止のための安全管理に努める。
- (7) 常に会員の健康管理に努め、体調がすぐれない時は、無理をせず、見学や欠席をするよう促す。
- (8) 指導者等は、積極的に研修会等へ参加し、自身の資質の向上に努める。
- (9) 校地内で活動する際は、禁煙を遵守する。
- (10) 夜間に活動する場合、活動終了時刻に終了し、その15分後には施設の施錠をする。
- (11) 休日や長期休業日、夜間等にクラブ員を自転車で活動場所に集合させてもよいが、その場合、必ずヘルメット着用を義務付ける。
- (12) 活動が終了したら、安全で速やかに帰宅させる。
- (13) 各団体の指導者等が、第3条に記されている目的や同指針1～

4の内容にふさわしくない行為（体罰等）をした場合は、運営委員会の議決により登録を取り消す等の処分をされる場合がある。

(14) 運動系の指導者は会員の発育・発達に合わせた指導を行い、障がいとなるような過度な活動はしない。

(15) 運動系の指導者は、公益財団法人日本スポーツ協会公認指導者資格保有者とする。

## 5 その他

大会等に遠征するにあたり北方町のバスを借用する場合、団長名で借用書類を作成し、事務局を通じて教育委員会に申請する。